

ひびきあい No.2

平成16年3月 岐阜県人権同和教育協議会

教師の人権感覚を磨くために - 自己点検項目(例) -

- 1 どの児童生徒にも分け隔てなく挨拶をしたり、声をかけたりしていますか。
- 2 配付物等、どの児童生徒にも丁寧に渡し、全員に配られたかを見届けていますか。
- 3 児童生徒を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりしていませんか。
- 4 弱い立場に置かれがちな児童生徒に気を配っていますか。
- 5 遅刻や忘れ物などをした児童生徒を、理由も聞かないで頭ごなしにしかりつけていませんか。
- 6 児童生徒に注意するとき、「君はいつも△△だ」などと、固定的・断定的に見た言い方をしていませんか。
- 7 「こんなこともわからないの？」などと、さげすんだ言い方をしていませんか。
- 8 兄弟姉妹や他の児童生徒と比べて、ほめたり、しかったりしていませんか。
- 9 児童生徒に注意するとき、心を傷つけるような言葉を口にしたり、体罰を加えたりしていませんか。
- 10 まちがった答えや失敗を冷やかすような言動が見られたとき、見過ごさず指導していますか。
- 11 嫌がらせ・暴力・仲間はずし・いじめなどを見過ごさず、指導していますか。
- 12 「あなたは△△だからいじめられるのだ」などと、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。
- 13 「男子(女子)だから・・・」「女(男)のくせに・・・」などと、男女の役割や能力を固定的に見た言い方をしていませんか。
- 14 「ランクが上の学校」「レベルの低い学校」などと、学校に優劣をつけた言い方をしていませんか。
- 15 「しっかり勉強しないと、いい職業には就けないよ」などと、職業に良し悪しをつけた言い方をしていませんか。
- 16 「だらしがない」「時間にルーズ」などの個人の問題を、家庭や所属している集団、居住している地域の問題であるかのように言っていませんか。
- 17 偏見や差別を温存したり助長したりする用語や表現を使わないようにしていますか。
- 18 話をしたり通信を書いたりするときなど、児童生徒の様々な家庭の事情等に配慮していますか。
- 19 本人の承諾を得ないで、作文や日記等を通信に掲載していませんか。
- 20 個人の成績や各種の調査結果を放置したり、不用意に掲示したりしていませんか。

確かな人権感覚を身に付けることを目指して

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人の間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくするための教育を推進するよう努める。

(「岐阜県人権同和教育基本方針」平成14年3月6日)

● 人権感覚とは

人権感覚とは、そのときどきの具体的な人権侵害問題に際して、「ちょっとおかしくないか」「こんなことでいいのか」という疑問や、「こんなことは人間として許すことができない」という怒りを持ち、問題解決のために自分にできることは何かを考え、すぐにも行動化しようとする鋭敏な感性のことである。しかも、それは日常生活のあらゆる場面で、ごく自然ににじみ出てくるべきものである。

● まず、教師自身が人権感覚を

教師が意識するとしないとにかかわらず、教師が何を目指し、実際にどんなことを言ったり行ったりしているかが、児童生徒に大きな影響を及ぼす。

教師の人権感覚は、このことを自覚した意識的・継続的な取組によって磨かれていく。

● 人権感覚を磨くために

- ◇ 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、教師自身が本を読んだり、講演を聴いたりして、様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深める。
- ◇ 日常生活で起こる人権に関する様々な問題について意見交流するなどして、人権に対する関心を高める。
- ◇ 教育活動全体を通して、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成することを意識し、実践する。
- ◇ どのような言動が児童生徒の心を傷つけてしまうのか、児童生徒の人権を大切に接し方はどうあるべきかを、具体的な事例を通して学ぶ。
- ◇ 教師自身が児童生徒の心を傷つけるようなことや偏見を助長するようなことを言ったり、行ったりしていないかを自己点検する機会をもつ。



全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

■ 教師が児童生徒一人一人を大切に

● 児童生徒がお互いを大切に

● 朝の会・帰りの会、ショートホームルーム

- 出欠状況とともに、表情や声の調子などから、健康状態や“心のサイン”を把握する。
- だれもがかけがえのない存在であることを肝に銘じ、連絡や配付物など、欠席者や早退者に配慮する。



● 清掃活動

- 清掃活動をいとわず、誠実に取り組んでいる。
- ひとに押しつけず、自分の役割を果たしている。



● 部(クラブ)活動

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

● 授業

- 「わかる(できる)ようになりたい」という願いにこたえ、どの児童生徒にも聞きやすい話し方、見やすい板書をする。
- どの児童生徒も発表できたり活躍できたりするよう、発問や場の設定の仕方など、指導の手だてを工夫する。



人権に関する重要課題

- ・女性 ・子ども ・高齢者
- ・障害者 ・同和問題 ・アイヌの人々
- ・外国人 ・感染症被害者等
- ・刑を終えて出所した人 ・犯罪被害者等
- ・インターネットによる人権侵害
- ・性同一性障害のある人 など

● 休み時間

- 教室や廊下などで孤立している児童生徒がいない。
- ルールを守って、なかよく遊んでいる。
- 遊具やトイレなど、次に使う人の身になって使っている。



● 給食、昼食の時間

- 配膳(順番や量)を公正・公平に行っている。
- 給食当番の仕事を公平に行っている。
- 食べ物や食器を大切に扱っている。

● 教室経営

- 児童生徒がけがをすることがないように、器具の置き場所や取り付け方など、児童生徒の目線に立って、安全点検と環境整備を行う。
- 自分が大切にされていると児童生徒が感じられるよう、作品の掲示の仕方にも配慮する。

人権同和教育としての指導(例)

● 名前の呼び方について

- ◆ 児童生徒は、お互いの人間関係(親密度や力関係)によって、相手の呼び方を使い分けている。もし教師までが、ある児童生徒を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりすれば、その教師は児童生徒間の上下関係を暗に認め、助長することになる。相手を見下した呼び方をしないようにすることが大切である。

● 持ち物の整頓について

- ◆ ロッカーの上や机の周りなどに私物を置く児童生徒がいる場合がある。他者への迷惑を省みない態度を容認したり、「自分はどこに置いてかまわない」という特権意識をもたせてしまったりすることがないように、これを見逃さず指導することが大切である。

● 社会科の授業や新聞記事を通して

- ◆ 社会科の授業や新聞を教材にして行う学習活動等で、同和問題など様々な人権問題を取り上げることにより、人権への関心を高め、学習したことをもとにして、日常生活における一人一人のものの見方や考え方を見つめ直す契機にする。



● 交流体験を通して

- ◆ 障害者や高齢者、外国人等との交流の機会をもつことにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを、体験を通して学ぶようにする。

<人権感覚を磨き、「私(本校)は、このように人権同和教育を実践しています。」と言える教師に>